

前橋市監査委員公表第24号

前橋市長から定期監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年1月13日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

# 環境部定期監査結果に係る措置通知書

監査期間 令和4年10月12日～11月25日

措置通知書提出日 令和4年12月26日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：環境森林課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 随意契約の理由について</p> <p>森林病虫害等防除事業(命令駆除:春期)において、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結し、実施起案の「随意契約の理由」では、業務実施地の管理業務を当該事業者が行っていることから、業務地及び周辺の状況を熟知しているため、安全に効率よく実施できるとしている。しかし、同号で規定する競争入札に付することが不利と認められるときとする理由は、例えば、同一構内において工事を施行中、他の工事が必要となり、これを同一請負人に施行させることが有利であると認められる場合等であり、そのことからすると、本件松くい虫被害木伐倒駆除に係る随意契約の理由として不明確であると考えます。</p> <p>地方公共団体の契約方法は、地方自治法により一般競争入札が原則とされており、指名競争入札や随意契約の方法は同法施行令で定める場合に該当するときに限り認められているものであることを踏まえ、今後、随意契約を行う場合はこれら法令にのっとり適切に判断し、その判断理由等を明確にするよう契約事務を改善されたい。</p> <p>(2) 予定価格について</p> <p>森林病虫害等防除事業(命令駆除:春期)において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。</p> <p>契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定め、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(3) 契約書の記載事項について</p> <p>大気汚染常時監視システム保守管理業務、獣害防止緩衝帯設置業務Ⅱの契約書において、契約規則第53条で規定する契約書に記載しなければならない事項のうち、契約保証金に関する事項が記載されていなかった。</p>	<p>契約方法については、地方自治法、同法施行令等の法令にのっとり適切に判断することとした。本業務においては、指名競争入札に改めることとし、次年度使用する起案等のファイルをあらかじめ修正しておき、確実に改善できる対応を行った。</p> <p>今後は、契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり予定価格を定めることとし、次年度使用する起案等のファイルにあらかじめ予定価格を定める旨を記載しておき、確実に改善できる対応を行った。</p> <p>今後は、契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアル等にのっとり契約事務が行われるよう、係長、正副担当者の複数の職員による書類のチェック体制を徹底し、次年度使用予定の契約書ファイルに契約保証金に関する記載をしておき、確実に改善できる対応を行</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>【監査対象所属：ごみ政策課】</p> <p>1 補助金等交付事務について（要望事項）</p> <p>(1) 助成金交付申請書について</p> <p>ごみ減量化器具購入費助成金において、補助事業者が提出する交付申請書兼実績報告書には購入価格欄はあるが、交付申請額欄がないため、補助事業者が助成金額を自ら算出することなく、市が購入価格から算出した額で助成金を交付決定していた。</p> <p>そもそも補助金制度は、補助事業者が補助金交付を希望する額に対して、市が審査の上、適正と認める金額で交付決定を行うものであり、本件のように補助事業者が希望する金額を記載することもなく、市が一方的に金額を算出することは、補助金制度の趣旨から外れるものであると考えます。</p> <p>補助金等交付規則には申請書の記載事項を定めていないが、交付を受けようとする補助金等の額（交付申請額）は、国の政令等では明記されており、補助金制度の趣旨から、助成金交付申請書に交付申請額欄を設けることにより、補助事業者が助成金額を自ら算出するよう求め、より適切な補助金等交付事務となるよう見直されたい。</p> <p>【監査対象所属：ごみ収集課】</p> <p>1 財産管理事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 土地の取得について</p> <p>文京町一丁目640番5所在土地ほか3件の土地について、令和4年4月及び5月に寄附により取得しているが、公有財産異動通知書を資産経営課長に通知していなかった。</p> <p>財務規則第189条第1項において、主務課長は、土地を寄附等により取得したときは、公有財産異動通知書に、関係図面及び関係書類を添えて、直ちに資産経営課長に通知しなければならないと規定していることから、同項にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>った。</p> <p>次年度に同様の事務を行うに当たり、あらかじめ補助事業者が提出する交付申請書兼実績報告書に交付申請額欄を設け、補助事業者が自ら助成金額を算出、記載することにより、補助金制度の適正化が図れるよう改善した。</p> <p>今回指摘のあった4件の土地については、11月21日に公有財産異動通知書を資産経営課長に通知した。</p> <p>また、今後土地を寄附等により取得したときは、財務規則の規定にのっとり、公有財産異動通知書に関係図面等を添えて、直ちに資産経営課長に通知することとし、担当業務の確認用のチェックシートにも寄附物件の「所有権移転登記が完了し次第、公有財産異動通知書及び関係図面等を資産経営課へ提出する。」と加筆し、適正な事務処理を行うよう改善した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：清掃施設課】</p> <p>1 契約事務について（指摘事項）</p> <p>(1) 予定価格について</p> <p>シンチレーション式サーベイメーター校正業務において、過去の実例価格等から予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。</p> <p>契約規則、役務等業務委託契約事務マニュアルにのっとり、予定価格を定め、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>本業務においては、契約事務における予定価格の設定及び予定価格調書の作成についての事務の認識不足から、不適正な事務処理となってしまった。</p> <p>今後は、契約規則及び役務等業務委託契約事務マニュアルに基づいた事務処理を行うことを、工場長会議で周知した。</p> <p>また、今回指摘のあったシンチレーション式サーベイメーター校正業務については、次回使用予定の実施起案をあらかじめ修正し、予定価格の設定漏れを防ぐ対応を行った。</p>